

# 公益社団法人長崎県看護協会災害支援に係る要綱

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この要綱は、災害発生時の被災地域の住民が必要とする支援に寄与するために、公益社団法人長崎県看護協会(以下「本協会」という。)が行う災害支援に係る基本的事項を定めるものである。

### (基本方針)

第2条 長崎県看護協会は、県内外において災害が発生した場合、長崎県、諫早市、または日本看護協会からの要請に基づき、または本協会会長が必要と判断したときは、関係機関と連携して、災害支援活動を行う。

また、適切な支援活動を行うために、災害支援ナースの育成・登録に努めるとともに、災害時における「ながさき看護センター避難所」設置要請を想定し、看護センターの安全性の確保と機能維持に努める。

### (定 義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 「災害」とは、地震、台風、洪水、竜巻、噴火などの自然現象が原因で起こる自然災害と、交通機関の事故や放射線事故、武力紛争のような人為災害をいう。
- 2 「災害看護」とは、看護に携わる者が、知識や技術を駆使し、他の専門分野の人と協力して、災害が及ぼす生命や健康生活への被害を極力少なくするための活動を展開することである。
- 3 「災害支援ナース」とは、看護職能団体の一員として、被災した看護職の心身の負担を軽減し支えるように努めるとともに、被災者が健康レベルを維持できるように、被災地で適切な医療・看護を提供する役割を担う看護職のことであり、本協会に登録された者をいい、災害時の看護支援活動は、自己完結型を基本とする。
- 4 「看護班」とは、長崎県との「災害発生時等における医療救護活動に関する協定書」に基づき派遣する看護職のことで、前項の災害支援ナースのほか、認定看護師、専門看護師、その他の看護職を含む。
- 5 「ながさき看護センター避難所」とは、諫早市との「災害時における諫早市への支援に関する協定書」に基づき、本協会に設置する福祉避難所のことである。

## 第2章 災害支援ナースの登録

### (災害支援ナースの登録要件)

第4条 登録できる者は、次の各号を充たす者であること。

- 1 本協会の会員であること
- 2 実務経験年数が5年以上であること

- 3 所属施設がある場合には、登録に関する所属長の承諾があること
- 4 本協会または日本看護協会が行う災害看護研修(または同等の研修)を受講していること

(登録の条件)

第5条 災害支援ナースとして登録する際には、次の条件を満たすことが望ましい。

- 1 定期的(1年に1回程度)に本協会又は日本看護協会が開催する災害看護研修を受講すること
- 2 災害看護支援活動も補償の対象に含まれる日本看護協会賠償責任保険制度に加入していること
- 3 帰還後に本協会が主催する報告会・交流会等への参加が可能であること

(災害支援ナースの登録方法)

第6条 登録希望者は、「長崎県看護協会災害支援ナース登録書」に必要事項を記載の上、写真を貼付し、施設長の承認(個人会員は不要)を得て応募する。

(災害支援ナースの登録内容)

第7条 登録内容は、次のとおりとし、登録後その内容に変更があった場合は届出るものとする。

- 1 氏名、生年月日、性別、住所、連絡先
- 2 免許の種類、就業の有無(勤務先名)

(災害支援ナース登録書の交付)

第8条 登録者には、支援活動時の身分証明書として活用するために、登録証を交付する。

(災害支援ナースの登録)

第9条 災害支援ナースの登録は、3年間有効とし、その後は再登録しなければならない。ただし、登録を取り消すこともできる。

### 第3章 災害支援ナース及び看護班の派遣

(災害対策本部の設置)

第10条 本協会は、県内外において災害が発生した場合、会長が必要と判断したときは、災害対策本部を設置し対応する。災害対策本部の構成及び業務については、別に定める。

(被災地域等の情報収集及び派遣数の決定)

第11条 災害対策本部または事務局(以下「対策本部等」という。)は、派遣要請があった地域又は施設等の情報を収集し、災害支援ナース又は看護班(以下「災害支援ナース等」という。)等の派遣必要数を決定する。

- 2 また、県内が大規模に被災した場合は、他県からの災害支援ナースの要否を判定し、日

本看護協会との協定に基づき、日本看護協会に対して通知及び情報提供を行う。

(派遣の調整)

第 12 条 対策本部等は、災害支援ナース等、または会員が所属する施設を通じ派遣に向け調整を行う。

(経費の負担等)

第 13 条 災害支援ナースの活動に必要な旅費、携行する物品等については、本協会が負担する。

ただし、日本看護協会から要請があった災害支援ナースの活動に必要な旅費・日当については、日本看護協会が負担し、それ以外に経費が発生した場合については本協会が負う。

2 県、諫早市との協定に基づく看護班の派遣要請に必要な次の経費の負担は、それぞれの協定によるものとする。

- ① 看護班の派遣に要する旅費及び日当
- ② 看護班が救護活動に従事する際に使用する資機材にかかる損料
- ③ 看護班が救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

(活動時の保障)

第 14 条 日本看護協会からの災害支援ナース派遣要請の場合は、日本看護協会が加入している国内旅行傷害保険（天災危険担保特約付）により保障される。

- 2 県との協定に基づく看護班の救護活動の場合は、県が負担して加入した損害保険により対応する。
- 3 諫早市との協定に基づく看護班の救護活動の場合は、諫早市消防団員等公務災害等補償条例によるものとする。

(活動時の携帯品)

第 15 条 災害支援ナース等が活動のために携帯する物品の内、本協会が準備するものについては、別添「表 1」に記載のとおりとする。

(活動報告)

第 16 条 災害支援ナース等は、自身の災害支援活動が終了した時は、対策本部等に口頭で報告するものとする。なお、後日、「災害支援活動報告書」を提出するものとする。

## 第 4 章 避難所の設置

(避難所の設置・運営)

第 17 条 本協会は諫早市からの要請があった場合は、「ながさき看護センター」に避難所を開設する。

- 2 本協会は、避難所の運営にあたり、必要な職員を配置するとともに、その他必要な事項は

諫早市と協議する。

3 その他、避難所の運営にかかる事項は、別に定める。

## 第5章 その他

(防災訓練の実施)

第18条 災害時に、機敏にかつ円滑に対応できるよう協会職員及び会員施設、災害支援ナースを対象に動員や情報伝達、派遣などの防災訓練を行うとともに、日本看護協会、行政等との連携を強化する。

(事務局)

第19条 本要綱に関する事務局は、本協会総務部に置く。

附則

1. この要綱は、平成28年7月2日から施行する。